

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 3 月 5 日（諮問第 1 7 4 号）

答申日：令和 6 年 8 月 2 9 日（答申第 1 7 4 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 1 0 月 2 0 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「令和 5 年 3 月 2 3 日開催 地域包括支援センター運営会議 議事録における（〇〇）との契約更新に関する部分」

を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 5 年 1 1 月 6 日付け北九保地地第 1 4 1 6 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、当該処分が開示されていない情報を個人情報に配慮した範囲で開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、処分庁との間で令和 4 年度に、北九州市介護予防支援ケアマネジメント事業に関する業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結していたところ、次年度の更新を拒否されたため、その経緯等を知るために、当該業務委託契約の更新の是非を問う会議の議事録を開示請求した。
- (2) 開示された文書は一部開示とあるが、全部非開示とまったくかわらないものだった。非開示の理由として「外部からの圧力等により、構成員の意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる」とされている。
- (3) 契約を更新しないという裁決をしたのならば、その事由や裁決の経緯の説明を具体的に求める権利がある。
- (4) 審査請求人は、会議の構成員の個人名の特定を求めているわけではない。事務局がどのような議題を挙げたのか、その部分だけでもいい。それが裁決にどのように

影響したのかを知りたいだけである。圧力を掛けたり、意思決定を阻害したりする意図は一切ない。

- (5) 北九州市は、介護保険事業の保険者として、事業者が正当に事業に従事し、また事業を継続できるよう指導や教示を行う義務がある。契約を更新できない事由が判明すれば、それを改めることで審査請求人は事業を継続できる。本市の介護福祉事業が健全に行われ、事業者が育成されていくため、必要な情報の開示、知る権利が損なわれないことを求める。
- (6) 本件開示請求の目的は、北九州市行政における会議で客観的事実に基づいた適正な話し合いがなされているかを問うものであり、その真相を明らかにすることにある。会議上で審査請求人について発せられた情報が客観的裏付けを伴う正当なものではなかったのではないかとの疑惑を抱いている。
- (7) 開示を求めている情報は、請求人当事者についてのもののみである。逆に隠蔽体質を貫くことは、会議を恣意的にコントロールすることも可能であることを示唆し、その方が行政の中立性を損なうこととなる。開示できないような不都合な内容を隠蔽しているとの疑念が強まる。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 5 年 10 月 20 日付けで条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、処分庁は同年 11 月 6 日付けで原処分を行ったところ、これを不服として同年 11 月 10 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件対象文書は、北九州市が開催した「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（地域包括支援に関する会議）」において作成された議事録のうち、「地域包括支援センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）に関する部分の中から、さらに「〇〇との契約更新に関する部分」を抜粋したものである。
- (2) 運営協議会は、高齢者支援と介護の質の向上を図ることを目的とし、地域における保健・医療・福祉関係者や学識経験者等、市外部の専門家等から選任されている。
- (3) 当該議事録については、条例第 7 条第 5 号に規定する「市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報」であり、また「公にすることにより、

率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものである。

- (4) 本件対象文書において、当該議事録中「発言者」及び「発言内容」を不開示としている。

運営協議会の構成員の氏名は公開されているが、「発言者」及び「発言内容」を公にすると、後日、各構成員に対し、「どのような発言を行ったのか」、「なぜ発言しなかったのか」、「発言を撤回しろ」などと外部からの圧力、干渉等の影響を受け得る。

- (5) これらの不当な影響を受ければ、今後、各構成員が発言をためらったり、特定の第三者に付度した発言を行ったりなど、各構成員の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることが容易に想定できる。

- 3 よって、原処分は適法であり、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- | | | |
|---|------------------|---------------|
| ① | 令和 6 年 3 月 5 日 | 諮問の受付 |
| ② | 令和 6 年 3 月 2 1 日 | 審議 |
| ③ | 令和 6 年 4 月 3 0 日 | 処分庁からの意見聴取、審議 |
| ④ | 令和 6 年 5 月 2 8 日 | 審査請求人からの意見聴取 |
| ⑤ | 令和 6 年 6 月 2 0 日 | 審議 |
| ⑥ | 令和 6 年 7 月 3 1 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 原処分に係る法令等の定めについて

- (1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き、原則、開示すべき旨を定めている。

- (2) 条例第 7 条第 5 号（意思形成過程情報）について

条例第 7 条第 5 号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団

体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることができることを規定している。

本号は、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、機関の内部で十分な検討が行われていない段階の情報や確実性も高くない情報が公にされると、市民に無用の誤解を与え、混乱を招いたり、一部の者に不当な利益を与え、市民の間に不公平を生じたりする場合があるため、このようなおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

2 原処分の不開示部分の条例第 7 条第 5 号該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分について

本件対象文書として、処分庁より一部開示決定された文書は、運営協議会の議事録中、「〇〇との契約更新に関する部分」であり、不開示部分は「発言者の氏名」及び「発言内容」の全てである（以下「本件不開示情報」という。）。

(2) 条例第 7 条第 5 号該当性について

令和 5 年 3 月 23 日に開催された運営協議会において、議事の一つである「令和 5 年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について」は非公開で行われている。本会議については、北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱第 6 条第 5 項により、原則公開ではあるが、不開示情報（条例第 7 条）に該当する事項に該当する場合は、非公開とするとの規定によるものである。また同様の理由により、その議事録についても非公開としている。

本件不開示情報を開示することとなると、運営協議会の各構成員が行った発言に対し、外部からの圧力、干渉等を受けることを懸念して運営協議会での発言をためらうなどにより、今後の運営協議会の各構成員の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性は否定できない。なお、情報公開制度においては、市民一般に対して情報開示がなされる以上、審査請求人自身が圧力をかけたり、意思決定を阻害したりすることは一切ない旨述べていたとしても、上記結論は変わらない。

したがって、本件不開示情報は条例第 7 条第 5 号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、真相を究明する目的は再発を防止することにもあり、介護福祉業務に限らず、北九州市政は多種多様な事業者との業務委託契約を交わしているはずで、それが不透明・不可解・理不尽な経緯により一方的に打ち切られることになれば、憤りを覚えるのは当然である、介護事業者だけでなく北九州市と契約している市内すべての事業者と同じ思いをしてほしくない旨、主張をしている。

かかる主張は、①業務委託契約の更新がなされなかったことは不当である、②業務委託契約不更新の理由が示されていないことは不当である、との主張を含むものと解されるが、①に関しては、業務委託契約を行うか否かは実施機関の裁量に委ねられるものであり、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において審査すべき対象ではない。また、②に関しても、契約不更新の理由が示されたかどうか当審査会の審査対象となるものではないが、付言すると、審議の過程で判明したところによれば、処分庁が複数回、審査請求人宛に委託契約を更新しない理由を詳細に記した文書を送付し、審査請求人がこれに対する反論を記載した書面を処分庁宛てにファックスで送信しているようであり、これらからすれば、契約不更新の理由は示されていることが窺われる。いずれにしても、審査請求人の上記主張が本審査の結論を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美